



英語に関する学習指導要領

日本の教育は、どこで教育を受けても一定水準の教育が受けられるよう、学校教育法などに基づき、学校が教育課程を編成する際の基準などが学習指導要領に定められています。現行の学習指導要領では、小学校高学年に、音声を中心に外国語(原則として英語)に慣れ親しませる活動として「外国語活動」を必修授業として実施することとなっています。

新学習指導要領は、小学校は平成32年度から、中学校は平成33年度から、高等学校は平成34年度から段階的に実施されることとなり、これまで小学校高学年で実施していた外国語活動を中学年へ移行することや、高学年では教科として「外国語科(本市は英語を指導するため、以下「英語科」と表記)」を導入すること、中学校、高等学校では、英語教育の高度化を図ることなどが示されています。

また、英語力向上とあわせて、日本の伝統文化や歴史、国語、道徳教育の充実を図り、国際社会に生きる日本人としてのアイデンティティを育成するねらいなどについても示されています。